

「イベント学研究」査読規程・体制

イベント学会
「イベント学研究」編集委員会

第1条 査読対象

1. 本誌に投稿される原稿のうち、総説・原著論文・研究資料は査読対象とする。
2. 実践報告・書評については査読の対象外とし、編集委員会が内容確認と基本的な校正を行う。
3. 文献紹介・討論・特別寄稿などその他の原稿については、編集委員会が掲載可否を決定する。

第2条 査読体制

1. 総説・原著論文については、編集委員会が選定する2名の査読者によって査読を行う。
2. 研究資料については、1名の査読者によって査読を行う。
3. 査読者のうち少なくとも1名は編集委員会外の専門家とする。
4. 査読はダブルブラインド方式により行い、著者・査読者双方の匿名性を保持する。

第3条 査読期間および修正期間

1. 査読者は依頼を受けてから4週間以内に査読報告を提出する。
2. 投稿者は修正依頼を受けてから4週間以内に修正版原稿（修正箇所を明示）および修正対応表を提出する。
3. 修正原稿および修正対応表は必要に応じて再査読に付され、その場合も査読期間は4週間以内とする。

第4条 判定区分

1. 査読結果には査読者の所見とともに、以下の判定区分を明記する。
 - A : 掲載可
 - B : 修正後の再審査を要する
 - C : 掲載不可
 - D : 審査困難
2. 査読者2名の判定が一致しない場合（例：1名が「C」と判定した場合）、編集委員会は3人目の査読者に審査の依頼を行う。
3. 「D」と判定された場合、編集委員会は速やかに別の査読者を選任し、査読を依頼する。

第5条 判定と通知

1. 編集委員会は査読結果を基に、判定結果および査読者の所見を投稿者に通知する。
2. 掲載可（A）と判定された日を受理日とする。

第6条 倫理規定

1. 投稿論文は未発表であり、他誌への二重投稿・剽窃・捏造・改ざんを含まないことを前提とする。
2. 利益相反がある場合、著者および査読者は事前に申告しなければならない。
3. 投稿原稿の内容に関する責任は著者に帰属する。